

四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年1月15日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条（略）</p> <p><u>2 日額により定められた手当については、特に定めるものを除き、勤務又は従事した時間にかかわらず、勤務を割り振られた日に勤務又は従事したときに支給する。</u></p>	<p>第2条（略）</p>

改正後				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>災害危険作業 出動手当</u>	<u>病院事業管理者の指示命令により、職員が災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧業務に従事したとき。</u>	<u>日額</u>	<u>530円</u>	<u>業務に従事した時間が同日において4時間未満である場合は支給しない。</u> <u>勤務を割り振られた日以外に従事した場合であっても支給する。</u>

改正前

別表（第2条関係）

種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定は令和6年1月2日から適用する。